

様式第1号（第5条関係）



令和 3 年 4 月 1 日

笠岡市長 殿

所 在 地	笠岡市金浦50-3
協 議 会 名	金浦地区まちづくり自治協議会
協 議 会 長 名	会長 岡本 重文

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）交付申請書

笠岡市魅力あるまちづくり交付金の交付を受けたいので、笠岡市魅力あるまちづくり交付金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 1,453,000 円

【添付書類】

- (1) 笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書（様式第2号）
- (2) 笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書（様式第3号）
- (3) 事務所借上げに係る賃貸借契約書の写し又はこれに類する書類
- (4) まちづくり協議会の規約及び役員名簿
- (5) その他参考となる書類

様式第2号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書

協議会名 金浦地区まちづくり自治協議会

実施期間	令和 3 年4月1日から令和 4 年3月31日まで		
会議の 開催予定	会議の種類	開催予定	
	総会/理事会/総務会	総会 5/23 理事会・総務会 必要都度	
	部会会議	企画部会：偶数月第1週 防災部会：偶数月第3週（地区防災計画会議月1回追加）	
		広報部会：不定期第3週 交通・防犯部会：偶数月第2週	
		環境部会：奇数月第1週	
活動費の 活動予定	活動名	目的、活動実施により期待される効果	実施内容
	企画部会：公民館事業共催	【目的】公民館事業を共催することで地域住民との連携強化を図る 【効果】まち協への認知度向上	敬老会・地区民体育祭・芸能文化祭へまち協より7名づつ実行委員が参加し運営にあたる
	企画部会：ワイヤレスコール事業	【目的】高齢独居者等の緊急時支援 【効果】緊急事態発生時、プザー通報により隣接住民が救急車手配等を実施することで事故防止が図れる	支援が必要な方、及び近接家庭への連絡用機器を配備
	防災部会：防災研修会開催	【目的】災害発生時の対処方法を取得 【効果】対処方法を理解することにより自助共助が適切に実施でき減災に寄与	各自主防災会と共同で開催、研修会参加者への飲料提供及び炊き出し訓練用食材提供
	防災部会：防災資機材整備	【目的】災害発生時に使用する防災用品を整備 【効果】救助用具等を整備することで自助共助が適切に実施でき減災に寄与	各自主防災会の要望により防災用品を整備
	交通・防犯部会：資機材整備	【目的】交通事故防止の為に必要な資機材を整備 【効果】安全に下校時見守り活動ができる	防犯タスキ等により視認性を高め安全に活動する
	環境部会：資機材整備	【目的】環境美化活動に必要な資機材を整備 【効果】きれいな環境を実現することでモラル向上・ポイ捨て減少が図れる	ポイ捨て防止手作り啓蒙看板作成
		【目的】 【効果】	

※ 会議の開催予定及び活動費の開催予定の区分欄は、適宜変更して使用すること。

様式第3号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書

協議会名 金浦地区まちづくり自治協議会

【収入の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
市交付金	1,453,000	
その他収入	0	
計	1,453,000	

【支出の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
人件費	780,000	会長35,000円x12か月 事務員30,000円x12か月
賃借料	0	
光熱水費	0	
運営費	173,000	
消耗品費	143,000	別添「【運営費】積算資料」のとおり
食糧費	30,000	〃
印刷製本費	0	〃
修繕料	0	〃
通信運搬費	0	〃
手数料	0	〃
使用料及び賃借料	0	〃
	0	〃
	0	〃
活動費	500,000	
企画部会：公民館事業共催	150,000	別添「【活動費】積算資料①」のとおり
企画部会：ワイヤレスコール事業	20,000	別添「【活動費】積算資料②」のとおり
防災部会：防災研修会開催	30,000	別添「【活動費】積算資料③」のとおり
防災部会：防災資機材整備	240,000	別添「【活動費】積算資料④」のとおり
交通・防犯部会：資機材整備	30,000	別添「【活動費】積算資料⑤」のとおり
環境部会：資機材整備	30,000	別添「【活動費】積算資料⑥」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑦」のとおり
計	1,453,000	

※ 収入及び支出の区分欄は、適宜変更して使用すること。

運営費積算

計	173,000	円
---	---------	---

消耗品費

内 容	金 額	積 算
コピー用品	102,000	トナー 17,000円x6本
コピー用紙	23,000	1250枚入り 12箱
事務用品	18,000	1500円x12か月
計	143,000	

食糧費

内 容	金 額	積 算
会議用お茶代	30,000	100円x15人x20回（冬季なし）
計	30,000	

印刷製本費

内 容	金 額	積 算
計	0	

修繕料

内 容	金 額	積 算
計	0	

通信運搬費

内 容	金 額	積 算
計	0	

手数料

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

企画部会：公民館事業共催

150,000

1 月

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

企画部会：ワイヤレスコール事業

20,000

月

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible][illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

防災部会：防災研修会開催

30,000

1

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

活動名

防災部会：防災資機材整備

事業費計

240,000

円

報償費

内 容	金 額	積 算
計	0	

旅費

内 容	金 額	積 算
計	0	

需用費

内 容	金 額	積 算
防災用品整備	240,000	30,000円x8自主防災会
計	240,000	/

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※網が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

環境部会：資機材整備

四

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

金浦地区まちづくり自治協議会規約

(平成 28 年度総会改正後)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本会は、笠岡市自治基本条例に基づき、地域住民が自らの考えと行動によって地域の課題を解決し、安全で安心して暮らせる活気あるまちづくりを推進することにより、住民が主役の地域社会の実現を図ることを目的とする。

(名称)

第 2 条 本会は金浦地区まちづくり自治協議会と称する。

(区域)

第 3 条 本会の区域は、金浦小学校の学区とする。

(事務所)

第 4 条 本会の事務所は、笠岡市金浦 50 番地 3 に置く。

(事業)

第 5 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の生きがいづくり
- (2) 地域住民のコミュニティの場づくり
- (3) 地域の課題の解決
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

(会員)

第 6 条 本会の会員は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域住民
- (2) 地域で活動する各種団体
- (3) 地域に所在する事業所
- (4) その他本会が承認する者

(代議員)

第 7 条 代議員は前条に規定する会員から選出する。

- 2 代議員は 30 名以上 50 名以内とする。
- 3 代議員は、総会に出席し、地域の課題等を協議するほか、実践活動の中心的な役割を担う。
- 4 代議員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 役員

(役員の種類別)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 7名以上10名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選出)

第9条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、理事の中から互選する。
- (2) 理事は、代議員の中から互選する。
- (3) 監事は、理事以外の代議員の中から互選する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、1期2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期期間満了後においても、後任者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けた時は、あらかじめ指定された順位でその職務を代理する。

3 理事は、理事会に出席し、本会の運営について協議する。

4 監事は、本会の事業及び会計の監査を行う。

(顧問及び相談役)

第12条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、会長が理事会に諮って委嘱する。

3 顧問及び相談役は、総会に出席して意見を述べることができる。

第4章 事務局職員

(事務局職員)

第13条 本会の会計及び日常業務を処理するため、事務局職員を置くことができる。

2 事務局職員の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。

第5章 会議

(会議の招集)

第14条 会議は、会長が招集する。

(総会)

第15条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、第7条に規定する代議員をもって構成する。

3 通常総会は、毎年度5月末日までに開催する。

4 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当すると認めた時に開催する。

(1) 理事会の同意を得て、会長が必要と認めたとき。

(2) 役員³の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったとき。

5 総会は代議員の2分の1以上の出席（委任状を含む。）がなければ開会することができない。

6 総会の議長は、その総会において出席した代議員の中から選出する。

7 総会は次の事項を議決する。

(1) 規約の改廃

(2) 役員³の選任

(3) 事業計画及び事業報告

(4) 予算及び決算

(5) その他、重要事項に関すること

8 総会の議決は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

9 前項の規定にかかわらず、第7項第1号に規定する規約の改廃は、出席した代議員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

10 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 出席者数

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

11 議事録は、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

(理事会)

第16条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事で構成し、本会の運営等について協議する。

(部会)

第17条 総会及び理事会で議決された事項を実施するため、必要に応じて部会を設けることができる。

第6章 会計

(会計)

第18条 本会の運営に関する経費は、委託料、補助金、交付金、寄附金及びその他の収入を以って充てる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 その他

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は理事会で定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成23年9月11日から施行する。

(会計年度の特例)

2 本会の設立初年度の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、設立の日から翌年3月31日までとする。

(規約の改正)

3 この規約は、平成25年6月1日から施行する。

(規約の改正)

4 この規約は、平成27年6月1日から施行する。

(規約の改正)

5 この規約は、平成28年6月1日から施行する。

